平成２６年（フ）第５２４号
札幌市北区屯田６条２丁目９番21―205号
債務者　荒木　康智
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３８号
北海道千歳市富丘３丁目24番83―339号
債務者　井戸川美代子（旧姓定岡）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３９号
北海道石狩市花川北７条３丁目37番地　市営住宅花川団地14Ａ―202
債務者　佐藤　季枝（旧姓橋本・沼田）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４３号
札幌市東区北23条東19丁目２番８―105号
債務者　佐藤　雄太
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４４号
札幌市豊平区平岸１条７丁目２番12号　林ハイツ103号
債務者　三浦　義彦
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５５３号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―415号
債務者　本田　晃久
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８５号
札幌市手稲区曙７条３丁目５番７号
債務者　佐藤　一幸
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５９０号
北海道千歳市錦町１丁目14番地の１　メゾンド錦703号
債務者　杉原　靖久
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１２号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番７―302号
債務者　佐伯　初男（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６１９号
札幌市中央区宮の森１条15丁目４番24号　第二白雲荘
債務者　山本　正晴
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６６０号
札幌市西区八軒９条西２丁目４番12号
債務者　西村　幸子（旧姓道端）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６８３号
札幌市中央区南３条西８丁目３番地２　リエス南３条411号
債務者　尾崎　達也
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第７１６号
札幌市西区宮の沢１条５丁目４番10号　パームウエスト103号
債務者　和田　和枝
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０２号
静岡県伊東市宇佐美3226―723、住民票上の住所東京都練馬区練馬３丁目１番３号　ル・プティ・コフレ402
債務者　山口　知孝
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０３号
静岡県伊東市宇佐美3226―723、住民票上の住所東京都練馬区練馬３丁目１番３号　ル・プティ・コフレ402
債務者　山口　恵子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第２３号
京都府船井郡京丹波町実勢大平45番地43
債務者　星山　淳子
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１１号
京都府京丹後市大宮町口大野844番地
債務者　牧野　和代
1　決定年月日時　平成26年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年７月25日まで
京都地方裁判所宮津支部